別紙

白浜町議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

１．審査会の設置

令和８年５月２０日付けで、町職員(代表者白浜町副町長　愛須康徳、税務課長　森本真司、上下水道課長　山口和哉)から、白浜町議会議員黒田武士が町税等を滞納していることを理由として、白浜町議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第６条の規定に基づく審査請求書が議長に提出された。議長は、条例第７条に基づき、令和８年６月２日に開催された議会運営委員会に審査請求の適否を諮り、審査請求が適当と認められたことから、同日、議員６名を審査会委員に任命し、白浜町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置した。

・審査会委員氏名(五十音順)

菊原　章議員
小森一典議員
古田　彩議員
松田剛治議員
真鍋和功議員
溝口耕太郎議員　以上６名

２．審査請求の概要

黒田武士議員は、令和７年度分の町県民税、国民健康保険税の滞納があり、議員当選後、税務課から滞納に対する督促を受け、本人から分納についての申出を税務課に行い、協議の結果、４月から６月までの各月ごとに分納することで完納するものとした。

しかしながら、１回目の分納期限である４月３０日までに納税の意思は示されず、分納期限内に納付もなかった。

このため、５月１１日付けで議員報酬に対する債権差押通知が行われた。その後も納付はされず、５月１５日に税務課に出向いて説明をするという約束であったが、税務課に来ることもなく、電話による連絡のみであった。このことは、条例第３条第１号「町民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、町民の利益の実現及び福祉の向上を目指し行動すること」及び第１０号「町税等の納付を誠実に行うこと」の２項目にいずれも違反している。

今回の件については、国民の義務である「納税の義務」を果たさず、町との分納による納税の約束も反故にしており、看過できるものではない。町民の代表であるにもかかわらず、不誠実極まりなく、あってはならないものであるため、厳正かつ適正な審査を求めるものである。

※滞納分については、審査請求日以降の５月２２日に黒田武士議員が税務課に出向き、完納している。

３．審査の経過等

審査会は、議長から付託された審査事案について、条例第３条第１号「町民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、町民の利益の実現及び福祉の向上を目指し行動すること」及び同条第１０号「町税等の納付を誠実に行うこと」に規定する政治倫理基準に違反する行為の存否を、公平かつ慎重に審査した。

【第１回審査会】　令和８年６月１６日（火）　定例会延会後～　　全委員出席

⑴　正副委員長の互選について
⑵　会議の公開・非公開について
⑶　審査方法について
⑷　その他

議長挨拶の後、条例第７条第４項の規定に基づき、委員の互選により審査会の委員長に溝口耕太郎議員、副委員長に真鍋和功議員が選任され、議長から審査会に審査事案が付託された。その後、会議の公開・非公開について、委員会は、原則公開で進めるものとし、今後の審査会の日程(案)について協議を行った。

【第２回審査会】　令和８年６月２９日（月）　午前１０時３０分～　　全委員出席

⑴　政治倫理基準違反の行為の存否に関する審査について
⑵　審査対象議員による弁明について
⑶　今後の予定について
⑷　その他

条例第８条第６項の規定に基づき、黒田武士議員に対し滞納に至った経緯等について説明を求めた。黒田武士議員からは、町民や関係者に迷惑と不信感を与えたことに対する謝罪と、令和７年度分の町県民税と国民健康保険税の一部を滞納していたことが事実であることの説明があった。また各委員からは、町の代表である議員が滞納していたことや、滞納がある中で宣誓書へ署名したことなどについて、一問一答方式での質疑応答を行い、その後、同条第５項の規定に基づき、黒田武士議員からの弁明の機会を　設けた。

次回の審査会においては、事情聴収した内容と委員からの意見等の確認、そして政治倫理基準に違反する事実が認められるかを協議するものとした。

【第３回審査会】　令和８年７月１５日（水）　午前１０時３０分～　　全委員出席

⑴　政治倫理基準違反の行為の存否に関する確認について（振り返り）
⑵　審査対象議員による弁明に関する確認について（振り返り）
⑶　政治倫理基準に抵触するか否かの審査について
⑷　今後の予定について
⑸　その他

黒田武士議員からの説明内容と各委員との質疑応答、議員の弁明について振り返りながら確認し整理を行った。政治倫理基準への抵触について協議をした結果、議員の行動は政治倫理基準に抵触すると確認した。政治倫理基準のいずれかに違反するかについては、審査請求書において条例違反の疑いがあるとされた２項目のいずれについても、政治倫理基準に違反する事実が認められると認定した。

次回の審査会では、審査結果の取りまとめと条例第１１条第３項に規定する「いずれかの措置を講じるべきか、意見を添えること」について協議するものとした。

【第４回審査会】　令和８年８月７日（金）　午前１０時００分～　　全委員出席

⑴　審査結果報告書（素案）について
⑵　条例第１１条第３項に規定する講じるべき措置について
⑶　今後の予定について
⑷　その他

これまでの経過を「審査結果報告書(素案)」として取りまとめ、内容について各委員において確認を行った。途中、委員より審査請求者の出席と説明を求める意見が改めて出されたことから、確認作業については中断し、予定していた条例第１１条第３項に規定する「講ずるべき措置の意見を添えること」とあわせ、次回審査会へ持ち越すこととした。また審査請求者に対し正式に出席要請を行い、審査請求等に関する説明を求めるものとした。

【第５回審査会】　令和８年８月１８日（火）　午前１０時５５分～　　全委員出席

⑴　条例第８条６項に基づく審査請求者への事情聴収について
⑵　審査結果報告書（素案）確認及び講じるべき措置について
⑶　その他

審査請求者である愛須副町長、森本税務課長、山口上下水道課長に出席を求め、審査請求に関する聴収を行った。各委員からは個人情報の取扱いへの質疑があり、審査請求者からは、税に対する個人情報の扱いや守秘義務があるなかで、地方税法や地方公務員法に十分配慮し、提出したとの説明があった。前回の審査会で中断した「審査結果報告書(素案)」の確認も終え、条例第１１条第３項に基づき違反する事実があると認められるときに添えなければならない意見については、委員の総意により「議員の辞職勧告を行うこと」が妥当であると判断した。

【第６回審査会】　令和８年８月２５日（火）　午前１０時４５分～　　全委員出席

⑴　審査結果報告書（案）について
⑵　その他

「審査結果報告書(案)」について各委員で確認を行い、委員長から議長に対し提出することを了承。本件についての審査は本日で終了し、議長に報告した日をもって委員の任期を終えることを確認した。

４．審査結果

［審査対象議員への事情聴収に関して］

⑴　審査対象議員への事情聴収で確認されたこと

・令和７年度において、税の滞納（町県民税、国民健康保険税の一部）があったこと。
・滞納があるにも拘わらず、政治倫理条例に関する宣誓書に署名をしたこと。
・税務課に対し、分割での納付を申し入れていたにも拘わらず、初回（４月末期限分）を納付しなかったこと、このことにより５月１１日付けで債権差押通知が送付される事態に至ったこと（５月２２日全額完納により解除)。

⑵　事情聴収において審査会委員より出された主な意見

・政治倫理条例が求めている宣誓書に署名しているということは、非常に責任が重い。
・個人の問題だけでなく、白浜町議会に対する不信感を町民に与えてしまっている。
・約１年間も納めなかったことは、納税という意識が薄かったのではないか。
・町民から選ばれた議員（公人）として、目の前のことに誠実に向き合わなければならない。
・町民に選ばれた、町民の代表としての位置づけをもっと認識するべき。
・町民に対し誠意に欠けているのではないか。
・町の代表である議員が滞納していたことは大きな問題であり、議員という立場を重く受け止めてほしい。

⑶　審査対象議員からの弁明

今回の私の不誠実な対応によって、このような形の政倫審が開かれる運びになった。

委員になられた議員の皆様、また同僚議員の皆様、町民の皆様に対しては、本当にご迷惑と不信感を与えてしまったことに対して、再度深くお詫びを申し上げる。

弁明というか、もう今後こうしたことが二度とないように、しっかりと誠実に、議員活動と、また私生活も納税に関しても、取り組んで参りたいと考えているので、どうか皆様ご理解いただくようお願い申し上げる。

条例は、議員が公職者として高い倫理観と責任感を持って議員活動を遂行し、住民の信頼を得ることを目的としている。

滞納分を完納したことで、全てが解消されるものではなく、黒田武士議員への事情聴収を通して、次のようなことが言える。

⑴　宣誓書の意義

議員が政治倫理条例の趣旨を理解し、その規定を遵守することを自ら誓約する倫理的な誓いの表明であり、いかなる理由があれ、「滞納を知りながら宣誓した」ことについては、単なる過失ではなく、「虚偽の宣誓」とみなされるのではないか。

⑵　公人としての納税義務の模範性

議員は、町民の代表として福祉向上につながる予算審議等に携わり、その財源となるのは、町民の税金である。「納税は国民の義務である」ことを、率先して規範を示す立場にあり、自身が納税義務を怠ったということは、いかなる理由があったとしても、税の公平性を損なう行為と言わざるを得ない。

⑶　議会への信頼性の影響

議員が滞納していたことは、議会全体の品位が問われるとともに信頼性に直結することであり、滞納の事実が確認されたことで、「自分たちは税金を納めているのに、議員は税金を納めていないのか」という町民の議会に対する不信感を生み出すことになったのではないか。

５．結論

審査対象議員への聴収では、町や町民の皆様に多大な迷惑と不信感を与えてしまったことに対しての謝罪と、令和７年度分の町県民税と国民健康保険税の一部に滞納があったことについては、報道の通り事実であるとの言葉があった。

地方議会は、地方自治の根幹をなし、住民の負託に応えるべき重要な役割を担っている。

議員は、その職責を全うするため、常に高い倫理観と品位を保持し、住民の模範となるべき存在でなければならない。

清廉潔白であることは、議員に課せられた当然の責務であり、公私の別なく、その言動全てに高い基準が求められるものである。

しかしながら、黒田武士議員は、約１３０万円に上る多額の滞納を抱えていた事実が明らかになり、５月１１日付で議員報酬に対する債権差押通知が送付されるというあってはならない事態に陥り、５月２２日に完納されているものの、黒田武士議員がこの事実を認識しながら、政治倫理にかかる宣誓書に署名したことなど、議員としての資質及び倫理観に重大な疑義を生じさせるものである。

よって、本審査請求事件は、白浜町議会議員政治倫理条例第３条第１項第１号「町民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、町民の利益の実現及び福祉の向上を目指し行動すること」及び同項第１０号「町税等の納付を誠実に行うこと」に違反する行為であったと認定した。

６．講じるべき措置の内容

本審査会は、政治倫理基準に違反する事実があると認められる場合の条例第１１条第３項に規定する措置について協議した結果、委員の総意により「議員辞職勧告を行うこと」が妥当であると判断した。